保育所及び認定こども園における保育士等の配置に係る特例について（事例）

資料１　別紙

① 朝夕等の子どもが少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

○　現在、保育士は最低２人を配置することになっている。

【北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】

第 47 条第 2 項　　保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね 20 人につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね 30 人につき１人以上とする。ただし、保育所一につき２人を下ることはできない。

○　特例では、年齢別で定める配置基準により算定される保育士の数が１人となる時間帯に限り、保育士１人に加え、もう１人は、保育士資格を有しない一定の者を配置可能とする。

　ただし、保育士資格を有しない一定の者については、子育て支援員研修を修了した者など、知識及び経験を有すると知事が認める者に限ることとする。

①の事例

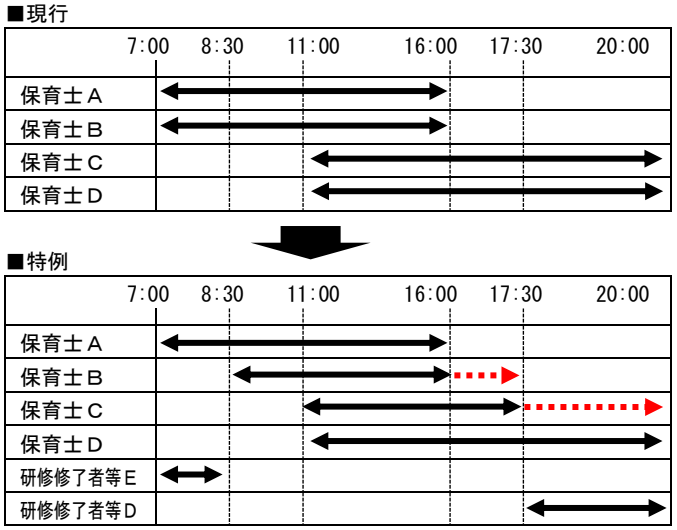

※　▪▪▪▪▶　は、弾力的な配置が可能となる時間帯を示す。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

○　幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の免許状を有する者を、必要保育士数の３分の１を超えない範囲内に限り、保育士に代えて活用することができることとする。

②の事例

■必要保育士数（例えば、15 人の場合）

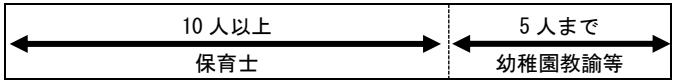

③ 加配人員の配置に係る特例

○　11 時間開所で 8 時間労働としていることなどにより、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って配置する者について、保育士資格を有しない一定の者を活用することができることとする。ただし、この場合においても、必要保育士数の 3 分の 1 を超えない範囲内に限ることとする。

③の事例

■保育士必要数（例えば、15 人の場合）
　＋（時間数を上回る分の配置 3 人（研修修了者等））

	11 時間開所
保育士	8 時間労働で必要数　15 人
研修修了者等	3 人（最大 3 分の 1　5 人まで可能）